

犯罪の被害にあわれた方へ

刑事関係



福井県警察

はじめに ～犯罪の被害にあわれた方へ～

犯罪に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

事件があったことが本当であるのか信じられなくなったり、どうしたらよいのかわからなくなったりするなどの心の問題もあるでしょう。また、現実的な経済的問題が起こることもあるでしょう。

被害にあわれた方は、このような深刻な問題に直面せざるを得ません。しかし、こうした問題に、たった1人で立ち向かうことはありません。

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか。
- 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。

といったことをわかりやすくお知らせし、被害にあわれた方の手助けを行おうとするものです。



* 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害にあわれた方」と記載します。

目

次

I	犯罪被害によって起こってくること	1
II	刑事手続のあらましと被害にあわれた方へのお願い	2
1	刑事手続のあらまし	2
(1)	「捜査」について	3
(2)	「起訴」について	5
(3)	「公判」について	6
2	少年犯罪によって被害にあわれた方	9
(1)	少年事件手続の流れ	9
(2)	少年審判傍聴制度	10
3	被害にあわれた方へのお願い	11
(1)	「事情聴取」についてのお願い	11
(2)	「証拠品の提出」についてのお願い	11
(3)	「実況見分（検証）の立会い」についてのお願い	12
(4)	「裁判での証言」についてのお願い	12
III	警察の行っている被害者支援	13
1	被害にあわれた方の負担の軽減について	13
2	被害者連絡制度について	13
3	地域警察官による訪問・連絡活動について	14
4	被害にあわれた方の安全の確保について	14
5	犯罪被害給付制度について	15
IV	民事上の損害賠償請求制度について	18
V	他の援助、救済制度について	19
1	検察庁の被害者支援員制度	19
2	検察庁の被害者通知制度	19
3	心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知	20
4	検察審査会への審査申立て	21
5	裁判で利用できる制度	22
6	所得税法上の取扱い	24
7	福祉制度	24
8	配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護	25
9	カウンセリング制度	25
10	公営住宅への優先入居制度	26
11	個別労働紛争解決制度	26
VI	相談窓口のいろいろ	27
1	警察の相談窓口	27
2	警察以外の相談窓口	27
3	福井県犯罪被害者等支援連絡協議会	33

I
犯罪被害によって
起こってくること

II
刑事手続のあらましと
被害にあわれた方への
お願い

III
警察の行っている
被害者支援

IV
民事上の損害賠償
請求制度について

V
他の援助、
救済制度について

VI
相談窓口の
いろいろ

I 犯罪被害によって起こってくること

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

心理的反応

- 恐怖感 ●自責感 ●不安感 ●無気力・絶望感
- 孤独感・疎外感 ●怒り・復讐心

身体的反応

- 緊張・動悸・下痢・吐き気
- 不眠・悪夢 ●食欲不振

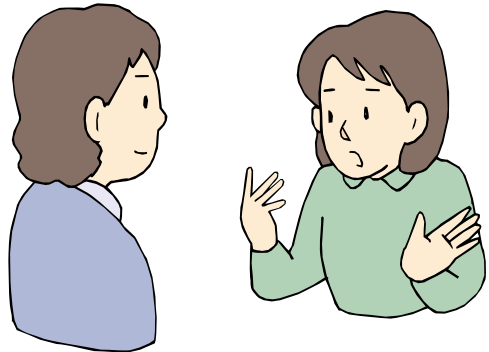
感覚的反応

- 感覚・感情がマヒする ●現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる ●記憶力、判断力の低下

こういうときには、その悩みや悲しみを話すことが大きな助けになります。

1人で抱え込まずに、自分の周りの信頼できる人に話して、あなたの気持ちをわかってもらいましょう。

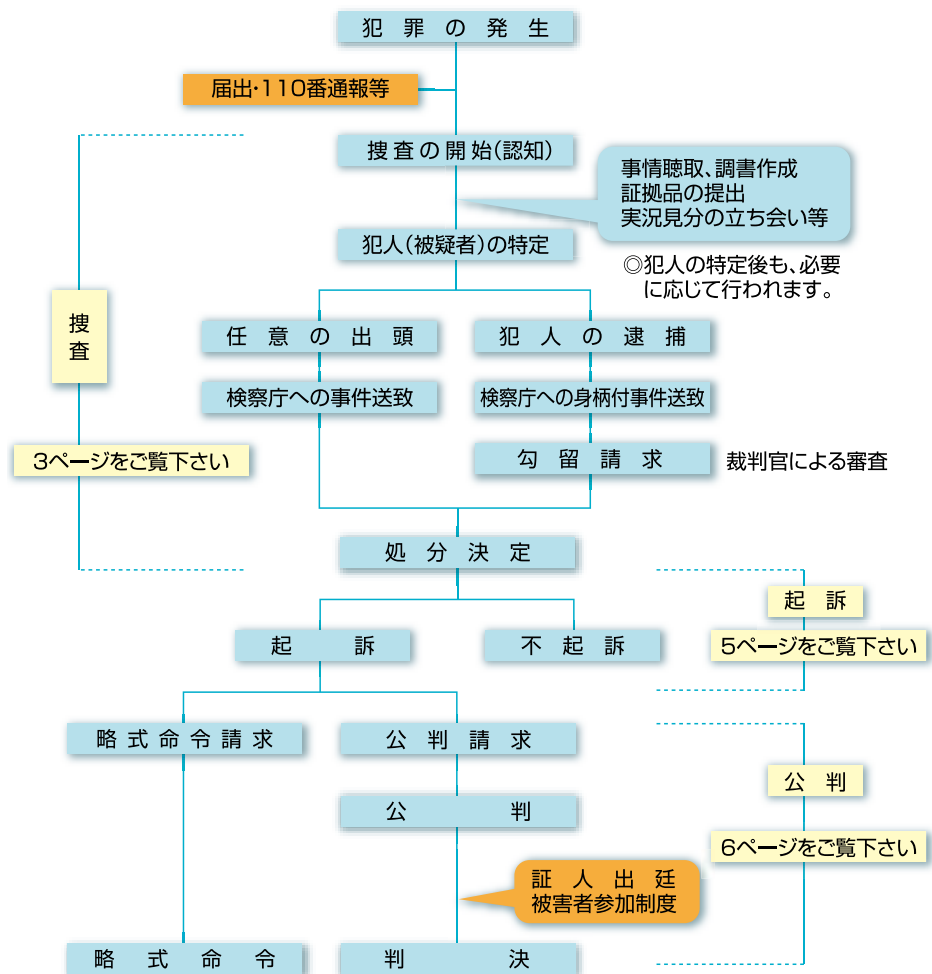
カウンセリングなどの専門の相談機関で話を聞いてもらうのもいいでしょう。



II 刑事手続のあらましと被害にあわれた方へのお願い

1 刑事手続のあらまし

犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、大きく分けて「捜査」、「起訴」、「公判」の3つの段階があります。

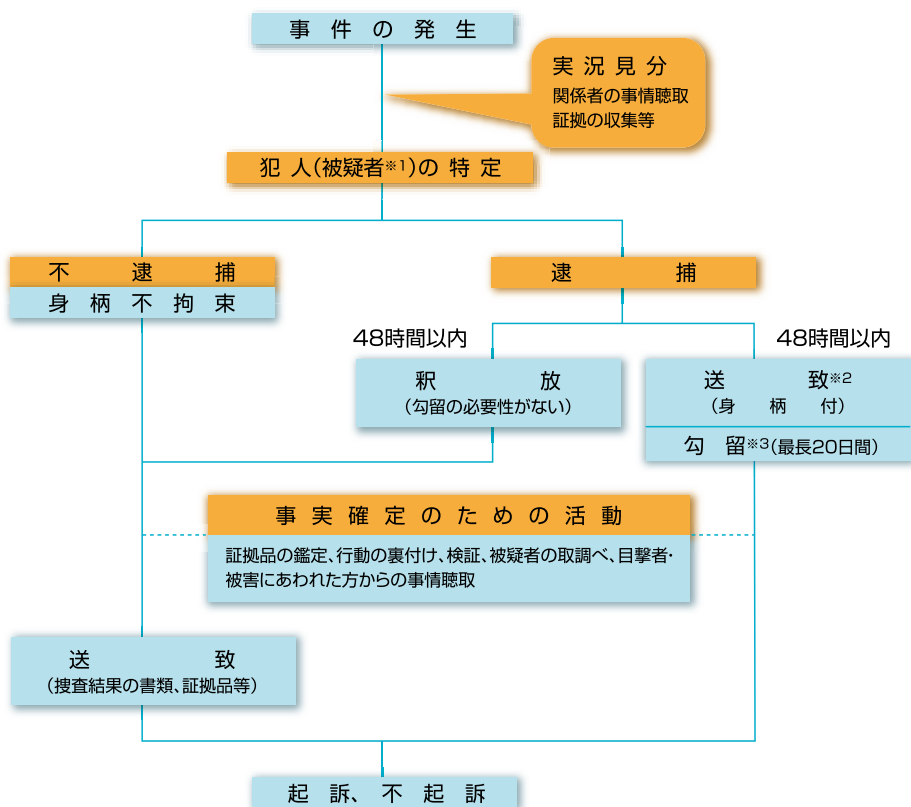


II
お被
刑事
害手
手続
にの
あ
わ
れ
た
方
へ
の
お
願
い

※ 成人事件の場合
(少年事件の場合は異なります。)

(1) 「捜査」について

犯人を発見、確保し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。



※1 被疑者

※2 送致

※3 勾留

については、4ページをご覧ください。

被疑者

犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているが、いまだ公訴の提起を受けていない者をいいます。

送致

警察は必要な場合には被疑者を逮捕し、逮捕してから 48 時間以内に、その身柄を検察官に送ることをいいます。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

勾留

検察官が、裁判官に対して身柄拘束（勾留）の請求を行い、裁判官が認めると、被疑者は原則 10 日間勾留されることになり、さらに 10 日以内の日数勾留が延長されることがあります。

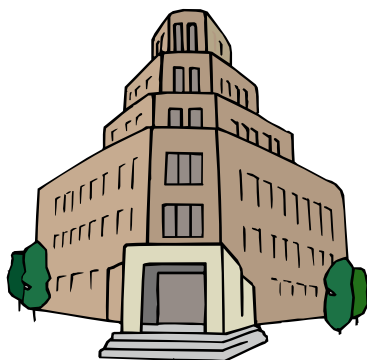
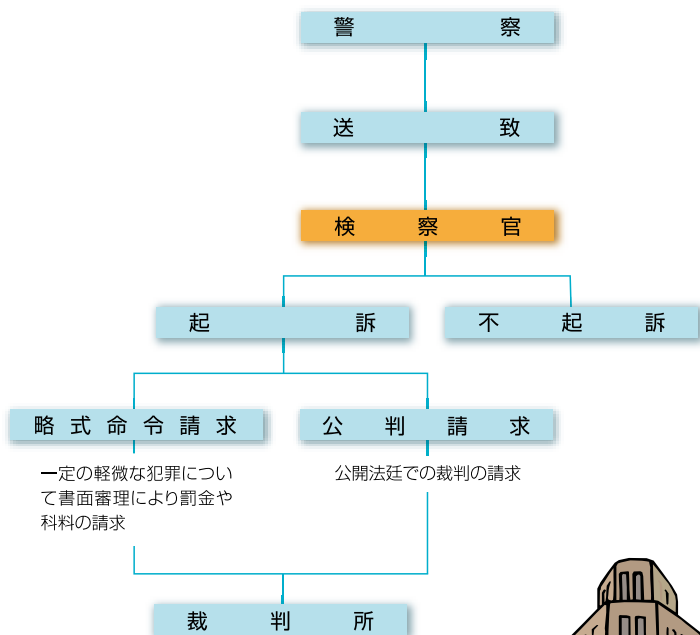
被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。



(2) 「起訴」について

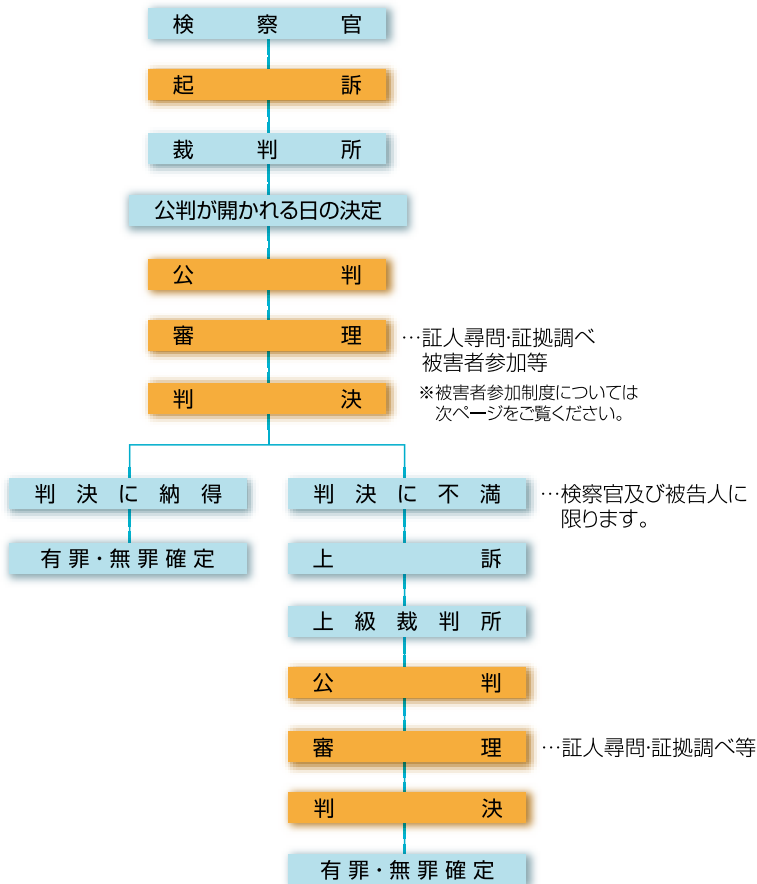
送致を受けた検察官は、勾留期間内に警察から送致された書類や証拠を詳しく調べ、検察官自身で被疑者の取調べ、被害にあわれた方、目撃者から事情を聴いたり等の必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます。



(3) 「公判」について

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

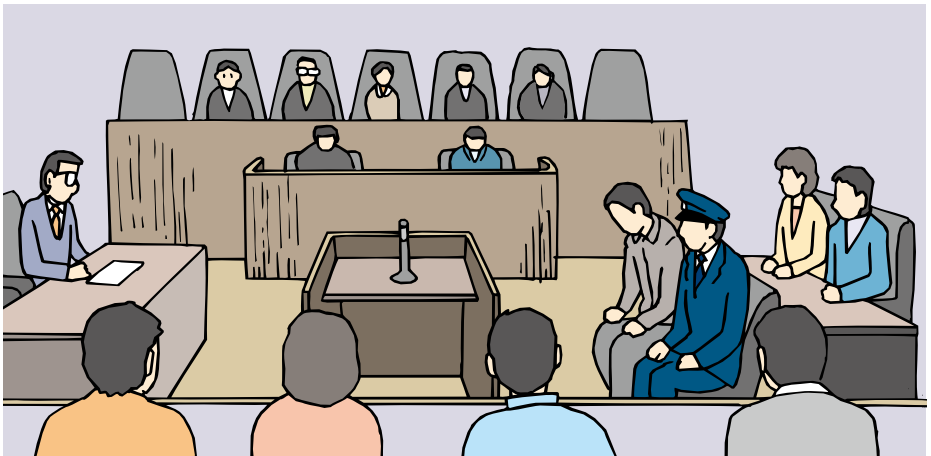
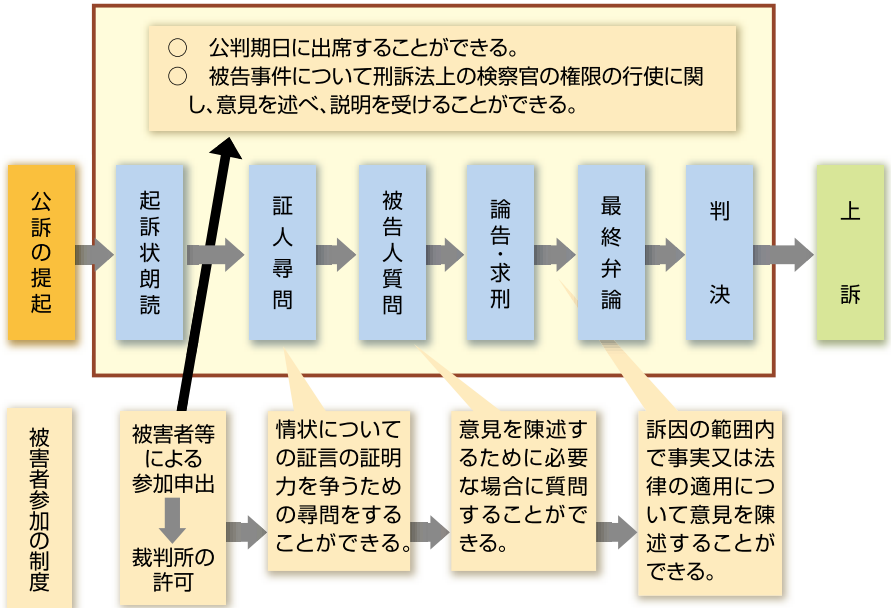


※公判の傍聴を希望されるときは、事件を担当する裁判所にお問い合わせください。

※裁判所は、傍聴の申出があるときは、被害にあわれた方が公判手続を傍聴できるよう配慮します。

※殺人、傷害、強制わいせつ、強姦、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害にあわれた方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。次ページをご覧ください。

犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要



Q₁ 誰が被害者参加制度を利用できるのですか？

A 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や、強姦・強制わいせつ、逮捕・監禁、自動車運転過失致死傷などの事件の被害者の方、被害者が亡くなった場合及びその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系親族、兄弟姉妹などの方々です。

Q₁ いつ、申出をすることができますか？

A 起訴された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。刑事裁判への参加について、事件を担当する検察官に申出てください。

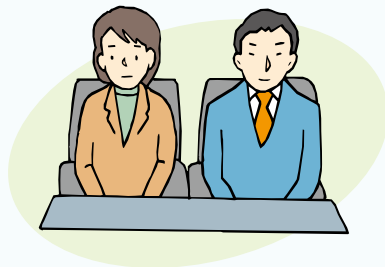
Q₁ 何ができますか？

A 被害者参加人（裁判所が刑事裁判への参加を認めた被害者の方やそのご遺族等）になると、

- ①原則として公判期日に検察官席の隣などに着席し、裁判に出席すること
- ②検察官の権限行使に関し、意見を述べたり説明を受けたりすること
- ③一定の範囲内で証人に尋問すること
- ④一定の範囲内で被告人に質問すること
- ⑤事実関係や法律の適用について意見を述べること

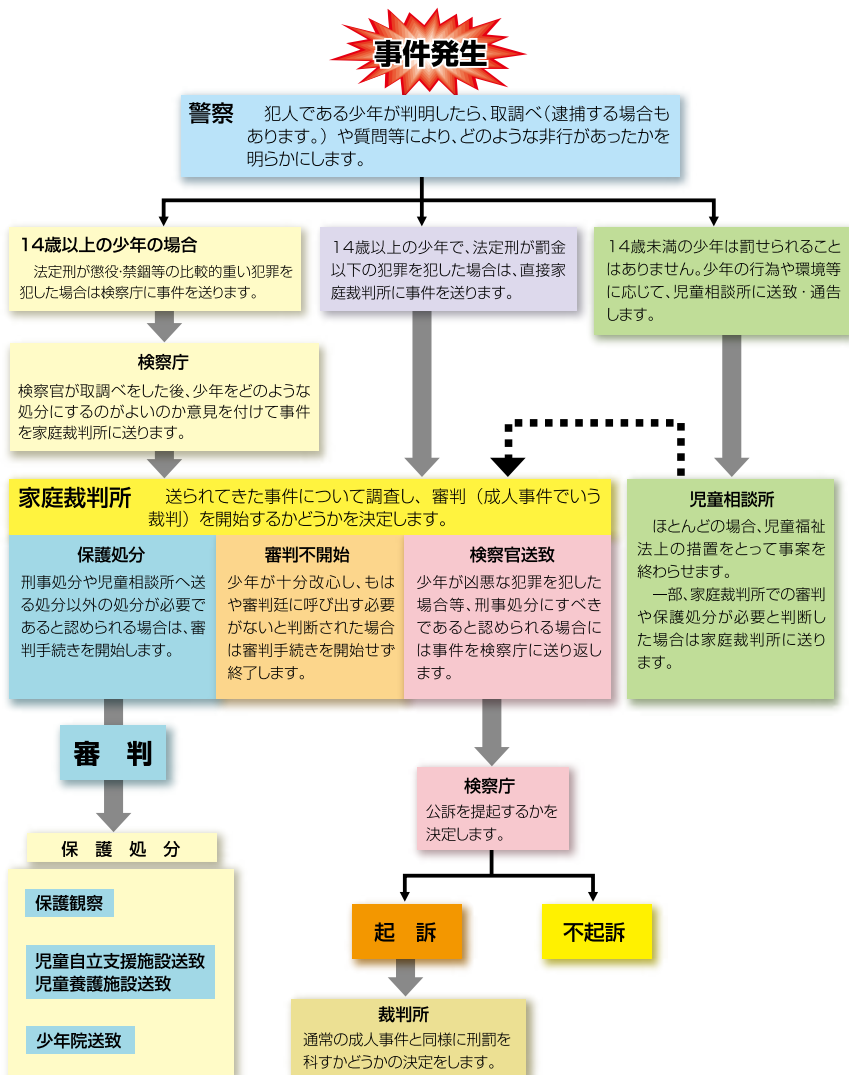
ができるようになります。①から⑤の行為を弁護士に委託することができます。

詳しい『被害者参加制度』については、担当の検察官に相談してください。



2 少年犯罪によって被害にあわれた方

(1) 少年事件手続の流れ



(2) 少年審判傍聴制度

○申出ができる方

少年（12歳から19歳までの少年）の故意の犯罪行為（殺人・傷害致死・傷害など）や交通事件（自動車運転過失致死傷）などによって

(1) 被害にあわれた方が亡くなった場合

亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害にあわれた方の親・子等）、兄弟姉妹）

(2) 被害にあわれた方が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合

- ① 被害にあわれた方（本人）
- ② 被害にあわれた方の法定代理人（親権者等）
- ③ 被害にあわれた方が重い病気やケガにより傍聴することが難しい場合は被害にあわれた方の配偶者、直系親族、兄弟姉妹

○申出先

事件が送られた家庭裁判所

○申出ができる期間

事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。

※制度の詳細については、家庭裁判所にお問い合わせください。



3 被害にあわれた方へのお願い

被害にあわれた方には、刑事手続上、様々なお願いをすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。

(1) 「事情聴取」についてのお願い

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きます。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- ※ 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。
- ※ 女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望されるときや、お子さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えのときには、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- ※ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも同じようなことを聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返して聴かれるのだらうと思われるかもしれませんが、これは検察官が相手方を起訴するか、不起訴にするかの判断をするために重要なものですからご理解ください。

(2) 「証拠品提出」についてのお願い

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

○ 提出していただいた証拠品の取扱いは、次のようになります。

か 還 ん ぶ 付	捜査上も公判上も保管する必要がなくなれば、公判が終わらない段階でもお返しします。
かり か ん ぶ 返 付	提出していただいた証拠品をまだ保管する必要があっても、所有者の方が返してもらいたい場合は、請求していただければ、仮にお返しすることができます。
しょうけんほう し 所有権放棄	所有者の方が返してもらわないと思われる物は、所有権放棄の手続をしていただければ、保管する必要がなくなった後に、処分いたします。

※ 証拠品の取扱いについては、警察で行う場合と、検察庁で行う場合があります。

(3) 「実況見分（検証）の立会い」についてのお願い

被害にあわれた方には、警察官が犯罪の現場や被害の状況について確認する際に、立会いをしていただくことがあります。（現場等の状況を確認することを「実況見分」といい、特に裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）。

写真撮影や計測等を行うため、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に欠くことができない場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

(4) 「裁判での証言」についてのお願い

被害にあわれた方には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「証人尋問」と言います。）。

証人尋問の際は、精神的な負担を軽減するために、

○ 証人への付添い

証人の家族や民間被害者支援団体の相談員などが、証人のそばに付き添うことができます。

○ 被告人や傍聴人との間の遮へい措置

証人と被告人や傍聴人との間につ立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。

○ ビデオリンク方式

大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。

が認められるときがあります。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。お問い合わせ先は、38 ページをご覧ください。

Ⅲ 警察の行っている被害者支援

1 被害にあわれた方の負担の軽減について

警察では、犯罪により傷害等を負ったときに、事件の立証等に必要な経費を支給し、被害にあわれた方の費用負担を軽減しています。

○ 支給の対象となる事件

殺人事件、強盗致傷事件、傷害事件、性犯罪等

○ 支給する経費

- ・ ご家族を亡くされた方………司法解剖後の遺体搬送経費、死体検案書料
- ・ 傷害を負われた方………診断書等の手数料、診察料
- ・ 性犯罪被害にあわれた方………診断書等の手数料、診察料、検査費、緊急避妊等に要する経費
- ・ 犯罪により住む場所に………再被害のおそれがある場合等、一時的に困った方
避難するための経費、住居移転に要する経費

詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

※ 対象事件の被害にあわれた方でも、犯罪被害の原因が被害者にもあるようなときには、公費の支出ができないことがあります。

2 被害者連絡制度について

警察では、殺人、傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ、危険運転致死傷罪等の交通事故事件の被害にあわれた方に対して、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

(1) 刑事手続及び被害者のための制度

被害にあわれた方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

(2) 捜査状況

被疑者の検挙に至っていないときには、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡します。

(3) 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙したときには、捜査に支障のない範囲内で、被疑者を検挙した

こと、被疑者の人定（被疑者の氏名、年齢など）等について連絡します。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

※ 「事件のことを思い出したくないので知らせて欲しくない。」という方は、そのことを捜査員にお知らせください。

※ 被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

3 地域警察官による訪問・連絡活動について

警察では、被害にあわれた方の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害にあわれた方の要望により、地域警察官による訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問連絡活動では、

- 被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供
- 防犯上の指導連絡
- 警察に対する要望等の聴取
- 相談への対応

などを行っています。

詳しくは、被害者連絡を担当する捜査員、警察署又は警察本部にお問い合わせください。

4 被害にあわれた方の安全の確保について

警察では、被害にあわれた方が、再び、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがあるときに、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒を行い、再被害防止対象者からの要望があったときや再被害防止に必要なときには加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

加害者が暴力団員、暴力団関係者等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがあるときには、被害にあわれた方を「保護対象者」として指定し、

暴力団等からの保護に必要な措置をして、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けたときには、すぐに警察へ通報してください。

5 犯罪被害給付制度について

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為（殺人や傷害等）により、お亡くなりになった被害者の遺族の方や障害が残ることとなった被害にあわれた方、重い傷害を受け又は疾病にかかり、長期の入院治療を余儀なくされた被害にあわれた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

○ 給付金の種類

- ・ 遺族給付金……………被害者が死亡したとき
- ・ 障害給付金……………被害にあわれた方に障害（障害等級第1級～14級）が残ったとき
- ・ 重傷病給付金……………被害にあわれた方が重い傷害を受け又は疾病にかかったとき

※ 重傷病とは、1か月以上の療養を要し、かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患を負った場合は、1か月以上の療養を要し、かつ3日以上労務に服することができない程度であったこと。）をいいます。

○ 支給を受けられる人

- ・ 遺族給付金……………亡くなられた方の第一順位の遺族

※ 支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ① 被害者の配偶者
 - ② 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ③ ②に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ・ 障害給付金……………障害が残った被害者本人
 - ・ 重傷病給付金……………重傷病を負った被害者本人

○ 申請の期間

申請は、犯罪被害を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生した日から

7年以内にしなければなりません。

やむを得ない理由があった場合、期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6ヶ月以内に申請できる特例措置があります。

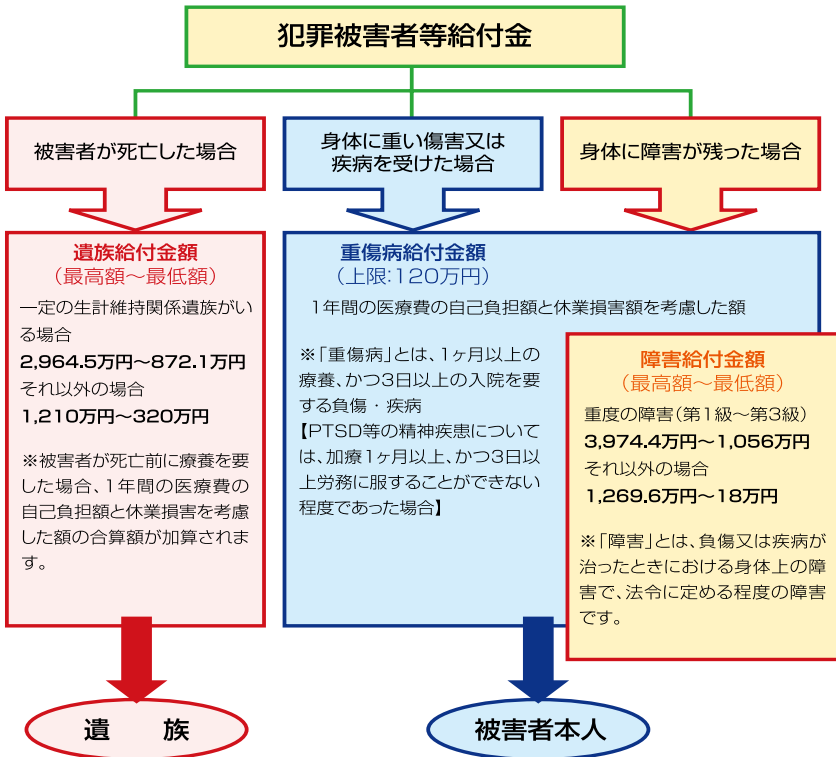
○ 申請の手続

支給を受けようとする方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、申請を行うことになっています。福井県の場合は、福井県警察本部警務課又は最寄りの警察署で申請を受付けています。

※ 次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されない場合があります。

- ・ 親族間の犯罪
- ・ 労災保険等の公的給付や損害賠償を受けたとき
- ・ 犯罪被害の原因が被害者にもあるようなとき

お問い合わせ先は、27ページをご覧ください。



☆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

☆給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

6 福井県犯罪被害者等生活支援金について

福井県犯罪被害者等支援条例に基づき、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた方（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、県から給付されるものです。

○ 給付金の種類と金額

- ・ 遺族生活支援金（60万円）……被害者が死亡したとき
- ・ 重傷病生活支援金（20万円）…犯罪行為により、重傷病を負ったとき

○ 給付を受けられる方

- ・ 遺族生活支援金……亡くなられた方の第一順位の遺族であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する方
- ・ 重傷病生活支援金…重傷病を負った被害者本人であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する方

○ 給付の申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害を受けた日から7年を経過したときは、申請をすることができません。

○ 申請の手続

警察本部 県民サポート課 被害者支援室（電話 0776-22-2880）において、申請受理の手続き、給付を行います。

※ 親族間の犯罪や、犯罪被害の原因が被害者にあるようなときは、生活支援金が給付されない場合があります。

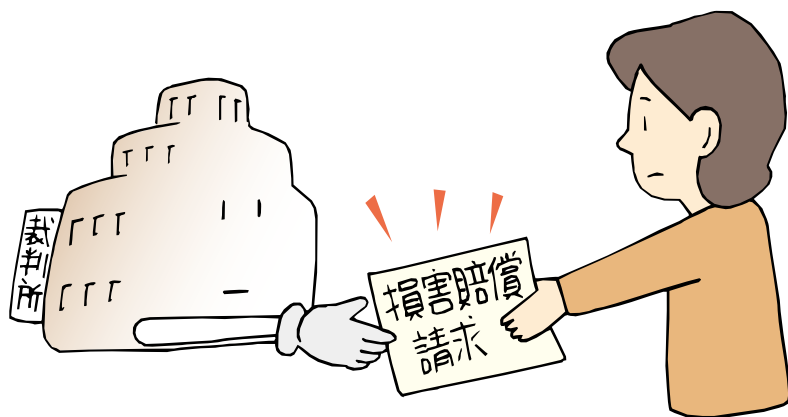
Ⅳ 民事上の損害賠償請求制度について

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続きは、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

お問い合わせ先は、32ページ（弁護士会）をご覧ください。



V 他の援助、 救済制度について

犯罪の被害にあわれた方に対する援助、救済は、警察が行っているものだけでなく、他の官庁・団体が担当しているものもあります。

主なものについては、次のとおりですので参考にしてください。

なお、詳しいことについては、直接、担当の官庁等にお問い合わせください。

1 検察庁の被害者支援員制度

被害にあわれた方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害にあわれた方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害にあわれた方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

2 検察庁の被害者通知制度

検察庁では、被害にあわれた方に対し、その方々の希望に応じ、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

- ア 事件の処分結果（公判請求、略式請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準じる事項
- オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月日）
- カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地・懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）

ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日）
等です。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、38 ページをご覧ください。

3 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

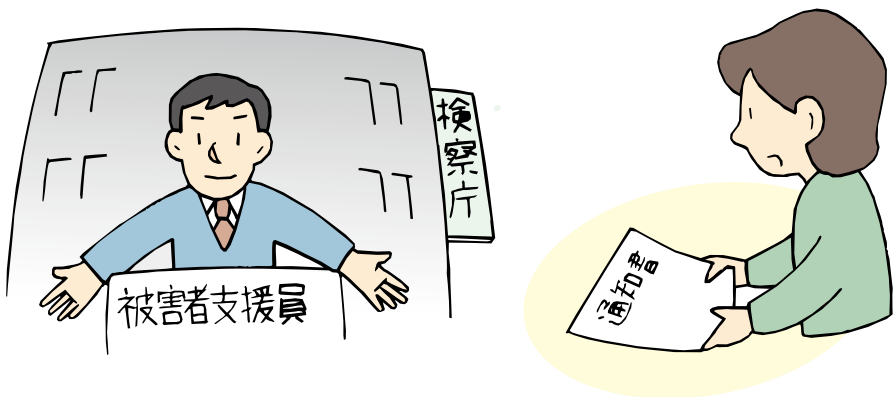
心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が、心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方は、申し出をすることによって、審判を傍聴することができます。また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、38 ページをご覧ください。



4 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をするときがあります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の可否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されております。

検察審査会は、被害にあわれた方や犯罪を告訴・告発した方から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害にあわれた方からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先は、38 ページをご覧ください。

5 裁判で利用できる制度

検察官が事件を裁判所に公判請求（起訴）した後は、裁判所で公判が行われます。

検察官は、公判で犯罪を証明する証拠を提出し、証人尋問を行ったりして適正な刑罰の適用を求めます。

○ 被害にあわれた方等に関する情報の保護

刑事裁判の手続きにおいて、性犯罪などの被害にあわれた方の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読などの訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

○ 証人尋問

犯罪を証明するため、被害にあわれた方には、被害にあった状況や被告人に対する気持ちを裁判所で証言していただくことがあります。

裁判所で証言していただく場合、証人の精神的な負担を軽くするための措置として

- ①証人への付添い……証人の家族や心理カウンセラーなどが、証人のそばに付き添うことができます。
- ②証人の遮へい……証人と被告人や傍聴人との間につ立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。
- ③ビデオリンク方式…大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。

○ 傍聴

被害にあわれた方やご遺族等の方々は、優先的に裁判を傍聴できるよう配慮されることとなっています。

○ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

検察庁で、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を受け取ることができます。同書面の交付を希望される方は、担当の検察官・検察事務官・検察庁被害者支援員にご相談ください。

○ 公判記録の閲覧・コピー

公判中の記録を被害にあわれた方やご遺族等の方々が閲覧・コピーできる制度があります。

第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧・コピーができます。ご希望がある場合は、裁判所に申し出てください。

また、いわゆる同種余罪の被害者にあわれた方やそのご遺族等の方々についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることが認められています。



○ 被害にあわれた方の意見陳述制度

被害にあわれた方やご遺族等の方々が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べてもらう制度です。

意見陳述の希望がある場合には、あらかじめ担当する検察官に申し出てください。

○ 被害者参加制度

被害にあわれた方やご遺族等の方々が刑事裁判手続に直接関与することができる制度です。制度の詳細については、7ページをご覧ください。

○ 被害者参加人のための国選弁護制度

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、預金などの合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6ヶ月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額200万円に満たない場合には、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

お問い合わせ先は、29ページをご覧ください。

また、少年犯罪により被害にあわれた方には原則として、

- 審判の開始の決定があった後、裁判所にある少年事件記録の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人・傷害等の故意の犯罪や自動車運転過失致死傷などによって被害にあわれた方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。（詳細は10ページ参照）
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

お問い合わせ先は、家庭裁判所38ページをご覧ください。

6 所得税法上の取扱い

犯罪により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります（担当官庁：税務署）。

医療費控除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されます。
障害者控除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されます。
寡婦・ひとり親控除	夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の場合は35万円）が控除されます。
扶養控除	扶養親族のうち、同居している特別障害者がある方については控除が増額されます。
配偶者控除	配偶者が特別障害者である方については控除が増額されます。

- ※ このほか、住民税についても特別な取扱いがあります（担当：市町）。
- ※ 詳しくは、税務署にお問い合わせください。お問い合わせ先は39ページをご覧ください。

7 福祉制度

父または母を亡くしたため、ひとり親家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸与などを受けることができます場合があります。

犯罪の被害にあったことによって収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、県、市町の福祉相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、35ページ～37ページをご覧ください。

8 DV(配偶者からの暴力)、児童虐待等の被害者の保護

警察では、配偶者からの暴力事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要があるときには、安全の確保について県、市町の福祉相談窓口と連携して対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や県、市町の福祉相談窓口にお問い合わせください。

9 カウンセリング制度

被害にあわれた方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方もいます。

警察では、被害にあわれた方の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングの専門員を配置し、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害にあわれた方のためのカウンセリング体制を整備しております。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

- ※ 日常生活に支障を感じた時は、医療機関もしくは福井県精神保健福祉センター、県の各健康福祉センターへご相談ください。
- ※ 犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としているときには、学校でも相談できます。



10 公営住宅への優先入居制度

犯罪被害にあったことによって、収入がなくなったり、少なくなったりしたため、生活に困っている人や、現在住んでいる住宅又はその付近において犯罪等が行われたためにその住宅に住み続けることが難しくなった人は、公営住宅への入居について優先されるときがあります。

詳しくは、福井県土木部建築住宅課もしくは市町の住宅担当課にお問い合わせください。



11 個別労働紛争解決制度

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

お問い合わせ先は、39 ページをご覧ください。

VI 相談窓口のいろいろ

1 警察の相談窓口

被害にあわれた方からの相談に対し、警察における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。

相談種別	部署名	電話番号
犯罪被害給付制度の問い合わせ先	福井県警察本部県民サポート課 被害者支援室	0776-22-2880
各種の相談受付電話	福井県警察本部総合相談室	0776-26-9110 #9110
犯罪の被害にあわれた少年に関する相談電話	ヤングテレホン	0120-783-214 0776-24-4970
女性被害相談電話	福井県警察本部捜査第一課	0120-292-170 0776-29-2110
暴力団犯罪等に関する相談	福井県警察本部組織犯罪対策課 暴排係	0776-21-4110

※ 上記のほかにも、各警察署の担当係でも相談を受け付けています。

- 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>
をご参照ください。

2 警察以外の相談窓口

(1) 公益社団法人福井被害者支援センター

犯罪・事故などの被害にあわれた方やその家族の方々に精神的に支援するために設立された団体です。平成21年9月に、福井県公安委員会から、被害者支援を適切かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

電話や面接による相談のほかに、必要に応じて、日常生活の回復に必要な支援も行います。

- 犯罪被害者等に関する電話・面接相談
- 法廷、病院、警察等への付添い等による被害者等の援助
- 犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助
- 被害者等に対する支援の必要性に関する広報活動及び啓発活動

※ 福井被害者支援センター（以下「センター」という。）から連絡を希望される方は、被害者の概要や連絡先等を警察からセンターに提供する制度があります。この制度を活用すれば、被害にあわれた方が置かれている状況に応

じて、多岐にわたる長期的な支援を受けることができます。(詳しくは、警察署の担当者にお尋ねください。)

お問い合わせ先

福井県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 福井被害者支援センター

福井市宝永3丁目8-1 福井県警察本部葵分庁舎3階

フリーダイヤル **0120-783-892**

相談電話 **0776-88-0800**

相談日 **月曜日～土曜日 10:00～16:00**

(2) 検察庁における相談窓口

被害にあわれた方が、検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっております。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっておりますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

福井地方検察庁被害者ホットライン

0776-28-8744

- 全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口は、
検察庁ホームページ

<http://www.kensatsu.go.jp/>

をご参照ください。

(3) プライバシー侵害等に対する人権相談

被害にあわれた方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。詳しくは、福井地方法務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福井県地方法務局人権相談電話

0776-22-5141

(4) 日本司法支援センター

日本司法支援センター（愛称「法テラス」）では次のような被害者等の支援を行っていますので、ご利用ください。

○ 犯罪被害者支援

法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。

○ 民事法律扶助

被害にあわれた方で、経済的に余裕のない方に対し、無料で法律相談を行い、民事裁判等の手続きにおける弁護士費用等を立て替えます。

○ 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

○ 日本弁護士連合会委託援助事業

生命・身体・自由又は性的自由に対する犯罪等にあわれた方に対し、人権救済の観点から、犯罪被害者支援のために必要な活動の援助を行います。

詳しくは、日本司法支援センター（法テラス）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本司法支援センター（法テラス）

犯罪被害者支援ダイヤル なくことないよ 0570-079714

（PHS・IP電話の場合 03-6745-5475）

平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

法テラス福井 福井市宝永4丁目3-1 三井生命福井ビル 2F

050-3383-5475

○ 日本司法支援センターホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

をご参照ください。

(5) 福井県の相談窓口

○ 犯罪被害者等総合相談窓口

被害にあわれた方やそのご家族の身体やこころのケアに関する相談、住居に関する相談、雇用に関する相談など、日常生活において直面している様々な問題についての悩みをお伺いするとともに、必要に応じて専門の相談機関をご紹介しますなどの情報提供を行っています。

お問い合わせ先

犯罪被害者等総合相談窓口（福井県安全環境部県民安全課内）

専用直通電話 **0776-20-0730**

Eメール higaisoudan@pref.fukui.lg.jp

○ 個別のお悩みに関する相談窓口

県では、総合相談窓口のほか、犯罪被害の内容に応じてさまざまな相談窓口を設置しています。

相談種別	部署名	電話番号
人権全般に関する相談	福井県人権センター	0776-29-2111
配偶者からの暴力などに関する相談	福井県生活学習館	0776-41-7111 0776-41-7112
	福井県総合福祉相談所 (こども・女性支援課) 女性グループ	0776-24-6261
	各健康福祉センター	36 ページ参照
児童虐待や児童の保護等に関する相談	福井県健康福祉部子ども家庭課	0776-20-0343
	福井県総合福祉相談所 (こども・女性支援課) 緊急対応グループ	0776-24-5138
	福井県嶺南振興局敦賀児童相談所	0770-22-0858
	各健康福祉センター	36 ページ参照
高齢者の虐待等に関する相談	福井県健康福祉部長寿福祉課	0776-20-0332
	福井県高齢者総合相談センター (シルバー110番)	0776-25-0294
	福井県嶺南地域福祉相談・ 介護実習普及センター	0770-52-7833
	各健康福祉センター	36 ページ参照
障がい者の虐待等に関する相談	福井県総合福祉相談所 (障がい者支援課)	0776-24-5135
	各健康福祉センター	36 ページ参照
犯罪被害に対する精神的ケアに関する相談	福井県精神保健福祉センター (ホッとサポートふくい)	0776-26-4400
	各健康福祉センター	36 ページ参照

相談種別	部署名	電話番号
交通事故から生ずる問題に関する相談	福井県交通事故相談所	0776-20-0518
被害にあわれた方の県営住宅への入居に関する相談	福井県土木部建築住宅課	0776-20-0507
労働問題に関する相談	中小企業労働相談所	0776-20-0389
	福井県労働者福祉協議会労働相談センター丹南事務所	0776-22-1006
	福井県労働者福祉協議会労働相談センター嶺南事務所	0770-22-1015

- 福井県の相談窓口の詳細をお知りになりたい方は、
福井県ホームページ
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenmin/guide.html>
をご覧ください。

(6) 市町の相談窓口

県内の各市町でも、福祉など様々なお悩みに対する相談窓口を設置しています。
お問い合わせ先は、35 ページ～ 37 ページをご覧ください。

(7) 暴力団犯罪に関する相談

暴力団による犯罪の被害にあわれた方が、加害者である暴力団員を相手方として損害賠償請求のため民事訴訟を起こす際には、(財)福井県暴力追放センターから、その裁判手続に関する費用の貸付、見舞金の支給を受けることができる場合もあります。また、(財)福井県暴力追放センターでは、弁護士等の専門的な知識、経験を有する暴力追放相談員が相談を行っています。

(財)福井県暴力追放センターでは、次のような支援を行っています。

- 民事訴訟費用の無利子貸付
- 見舞金の支給
- 専門的な知識を有する相談員による相談

お問い合わせ先

公益財団法人 福井県暴力追放センター
ツイホー ヤクザ
0120-214-893

(8) 弁護士会

弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

相談料が必要な場合がありますので、詳しくは、弁護士会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福井弁護士会 0776-23-5255

弁護士会主催法律相談					
法律相談名	相談日	相談場所	相談料	備考	
無料法律相談	多重債務	毎週木 午前10時～午後0時 毎週土 午後1時～午後3時	担当弁護士事務所	-	予約制 [予約制] 福井弁護士会 電話 0776-23-5255
	高齢者 (65歳以上)	毎週月 午後3時30分～午後5時			電話相談のみ 0776-29-7180 又 は 23-5288
有料法律相談	丹南法律相談センター	毎週火 午後2時～午後5時	センチュリープラザ 越前市府中1-2	5,000円	完全予約 (電話又は福井弁護士会窓口) 福井弁護士会 電話 0776-23-5255
	嶺南法律相談センター	毎週金 午後2時～午後5時	プラザ萬象・会議室 敦賀市東洋町	5,000円	
	弁護士紹介制度による相談	毎週月～土 午前9時～午後5時	担当弁護士事務所	5,000円 (30分)	

(9) 公益財団法人犯罪被害救援基金

公益財団法人犯罪被害救援基金は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として設立された財団法人です。

この目的を達成するため、次のような事業を行っております。

- 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談

○ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
詳しくは、公益財団法人犯罪被害救援基金事務局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020・1021

○ 公益財団法人犯罪被害救援基金ホームページ

<http://www.kyuenkikin.or.jp/>

をご参照ください。

(10) 公益財団法人まごころ奨学金

公益財団法人日本財団では、交通事故、詐欺被害、傷害、殺人などの犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったご家庭のお子さんを対象に、奨学金の給付を行っています。

詳しくは、公益財団法人日本財団 まごころ奨学金係にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人日本財団 まごころ奨学金係

03-6229-5111

3 福井県犯罪被害者等支援連絡協議会

犯罪行為による直接的な被害だけでなく、それが原因となって、精神的、経済的なことなどに苦しんでいる犯罪の被害者や遺族の方の多様なニーズに対応していくため、警察のほか、警察以外の県の機関、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会等による「福井県犯罪被害者等支援連絡協議会」が設立されています。また、警察署単位で、関係機関等をメンバーとする犯罪被害者等支援地域ネットワークを設立し、個々のケースに応じて、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めています。

これらの連絡協議会の下、各機関・団体等が、緊密な連携を行っていることから、必要な場合には、関係機関をご紹介することができます。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部もしくは福井県安全環境部県民安全課(0776 (20) 0745)にお問い合わせください。

付 録

○ 市町総合窓口

市 町	担当窓口	所 在 地	電話番号
福 井 市	危機管理課	福井市大手 3 丁目 10-1	0776 (20) 5234
敦 賀 市	生活安全課	敦賀市中央町 2 丁目 1-1	0770 (22) 8115
小 浜 市	生活安全課	小浜市大手町 6-3	0770 (53) 1111
大 野 市	防災防犯課	大野市天神町 1-1	0779 (64) 4800
勝 山 市	総務課	勝山市元町 1 丁目 1-1	0779 (88) 1116
鯖 江 市	防災危機管理課	鯖江市西山町 13-1	0778 (53) 2205
あわら市	総務課	あわら市市姫 3 丁目 1-1	0776 (73) 8004
越 前 市	市民協働課	越前市府中 1 丁目 13-7	0778 (22) 3293
坂 井 市	安全対策課	坂井市坂井町下新庄 1-1	0776 (50) 3525
永平寺町	防災安全課	吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目 4	0776 (61) 3951
池 田 町	総務財政課	今立郡池田町稲荷 35-4	0778 (44) 8003
南越前町	総務課	南条郡南越前町東大道 29-1	0778 (47) 8000
越 前 町	防災安全課	丹生郡越前町西田中 13-5-1	0778 (34) 8721
若 狭 町	環境安全課	三方上中郡若狭町中央 1-1	0770 (45) 9126
美 浜 町	総務課	三方郡美浜町郷市 25-25	0770 (32) 6700
高 浜 町	防災安全課	大飯郡高浜町宮崎 71-7-1	0770 (72) 7701
おおい町	防災安全課	大飯郡おおい町本郷 136-1-1	0770 (77) 1111

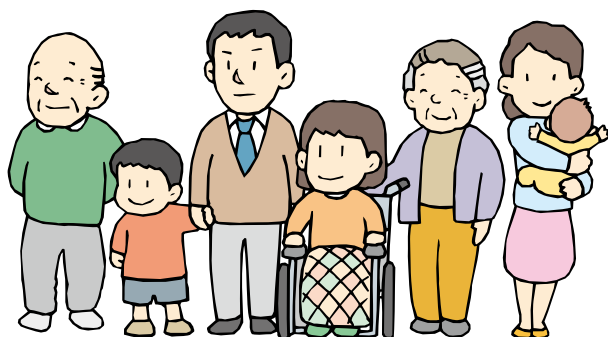
※上記は各市町の総合的な対応窓口であり、福祉、住宅などの個別のお悩みに対しては、それぞれ専門の窓口があります。詳しくは各市町までお問い合わせください。

○ 福祉関係

生活保護のほか高齢者、身体障害者、知的障害者、児童、女性、母子家庭などあらゆる福祉に関する問題の総合的窓口として支援を行っています。

(1) 県健康福祉センター

名 称	所 在 地	電話番号
福井健康福祉センター 福祉課	福井市西木田 2 丁目 8-8	0776 (36) 2857
坂井健康福祉センター 福祉保健課	あわら市春宮 2 丁目 21-17	0776 (73) 0609
奥越健康福祉センター 保健福祉課	大野市天神 1-1	0779 (66) 2076
丹南健康福祉センター 福祉課	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778 (34) 1790
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京 2 丁目 13-39	0778 (22) 4135
嶺南振興局二州 健康福祉センター福祉課	敦賀市開町 6-5	0770 (22) 3747
嶺南振興局若狭 健康福祉センター福祉課	小浜市四谷町 3-10	0770 (52) 1300



(2) 市町個別窓口

市町名	総合対応	生活保護	児童虐待	高齢者虐待等	消費生活
福井市	危機管理課 0776-20-5234	生活支援課 0776-20-5404	子ども福祉課 0776-20-5412	地域包括ケア推進課 0776-20-5400	消費者センター 0776-20-5070
敦賀市	生活安全課 0770-22-8115	地域福祉課 0770-22-8123	児童家庭課 0770-22-8223	長寿健康課 0770-22-8181	生活安全課 0770-22-8115
小浜市	生活安全課 0770-64-6007	市民福祉課 0770-64-6011	子ども未来課 0770-64-6013	地域包括支援センター 0770-64-6015	消費生活相談室 0770-53-1140
大野市	防災防犯課 0779-64-4800	福祉課 0779-64-5142	子ども支援課 0779-64-5140	健康長寿課 0779-65-7333	消費者相談センター 0779-66-1111
勝山市	総務課 0779-88-1116	福祉・児童課 0779-87-0777	福祉・児童課 0779-87-0777	健康長寿課 0779-87-0888	消費者センター 0779-88-8103
鯖江市	市民相談課 0778-53-2204	社会福祉課 0778-53-2216	子育て支援課 0778-53-2269	長寿福祉課 0778-53-2265	消費者センター 0778-53-2204
あわら市	総務課 0776-73-8004	福祉課 0776-73-8020	子育て支援課 0776-73-8021	健康長寿課 0776-73-8022	市民生活課 0776-73-8017
越前市	市民協働課 0778-22-3293	社会福祉課 0778-22-1020	子ども・子育て総合相談室 0778-22-3628	長寿福祉課 0778-22-3784	消費者センター 0778-22-3773
坂井市	安全対策課 0776-50-3525	社会福祉課 0776-50-3041	子ども福祉課 0776-50-3042	健康長寿課 0776-50-3040	市民生活課 0776-50-3030
永平寺町	防災安全課 0776-61-3951	(福井健康福祉センター)	子育て支援課 0776-61-7250	福祉保健課 0776-61-3920	総務課 0776-61-3941
池田町	総務財政課 0778-44-8003	(丹南健康福祉センター武生福祉保健部)	保健福祉課 0778-44-8000	保健福祉課 0778-44-8000	総務財政課 0778-44-8003
南越前町	総務課 0778-47-8000		保健福祉課 0778-47-8007	保健福祉課 0778-47-8007	総務課 0778-47-8000
越前町	防災安全課 0778-34-8721	(丹南健康福祉センター)	福祉課 0778-34-8725	福祉課 0778-34-8725	総務課 0778-34-8700
若狭町	環境安全課 0770-45-9126	(二州・若狭健康福祉センター)	福祉課子育て支援室 0770-62-2704	福祉課 0770-62-2703	環境安全課 0770-45-9126
美浜町	総務課 0770-32-6700	(二州健康福祉センター)	子ども子育てサポートセンター 0770-32-0192	地域包括支援センター 0770-32-6704	住民環境課 0770-32-6703
高浜町	防災安全課 0770-72-7701	(若狭健康福祉センター)	保健課 0770-72-2493	地域包括支援センター 0770-72-6120	住民課 0770-72-7703
おい町	防災安全課 0770-77-4504	(若狭健康福祉センター)	住民窓口課 0770-77-4053	地域包括支援センター 0770-77-2770	防災安全課 0770-77-4054

※各町役場にも福祉に関する相談窓口が設けられています。

○ 検察庁関係

福井地方検察庁 被害者支援員室	福井市春山 1 丁目 1-54 (福井春山合同庁舎内)	0776 (28) 8744
福井地方検察庁武生支部	越前市上太田町 41-1-8	0778 (22) 0945
福井地方検察庁敦賀支部	敦賀市松栄町 7-28	0770 (22) 0062

○ 裁判所関係

福井地方裁判所 福井家庭裁判所 福井簡易裁判所	福井市春山 1 丁目 1-1	0776 (22) 5000
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部 武生簡易裁判所	越前市日野美 2 丁目 6	0778 (23) 0050
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部 敦賀簡易裁判所	敦賀市松栄町 6-10	0770 (22) 0812
大野簡易裁判所	大野市城町 1-5	0779 (66) 2120
福井家庭裁判所小浜出張所 小浜簡易裁判所	小浜市城内 1 丁目 1-2	0770 (52) 0003
福井検察審査会	福井市春山 1 丁目 1-1	0776 (22) 5000

<http://www.courts.go.jp/fukui/> もご覧ください

○ 税務署関係

福井税務署	福井市春山1丁目1-54 (福井春山合同庁舎)	0776 (23) 2690
三国税務署	坂井市三国町中央1丁目2-2	0776 (81) 3211
大野税務署	大野市城町7-28	0779 (66) 2180
武生税務署	越前市中央1丁目6-12	0778 (22) 0890
敦賀税務署	敦賀市鉄輪町1丁目7-3 (敦賀駅前合同庁舎内)	0770 (22) 1010
小浜税務署	小浜市一番町4-17	0770 (52) 1008

○ 公共職業安定所関係

ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	0776 (52) 8150
ハローワーク武生	越前市中央2丁目8-23	0778 (22) 4078
ハローワーク大野	大野市陽明町3丁目403	0779 (66) 2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	0776 (81) 3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3 (敦賀駅前合同庁舎内)	0770 (22) 4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10 (小浜地方合同庁舎内)	0770 (52) 1260

○ 総合労働相談コーナー関係

福井労働局 総合労働相談コーナー	福井市春山1丁目1-54 (福井春山合同庁舎)	0776 (22) 3363
福井総合労働相談コーナー (福井労働基準監督署内)	福井市開発1丁目121-5	0776 (54) 6167
武生総合労働相談コーナー (武生労働基準監督署内)	越前市中央1丁目6-4	0778 (23) 1440
敦賀総合労働相談コーナー (敦賀労働基準監督署内)	敦賀市鉄輪町1丁目7-3 (敦賀駅前合同庁舎内)	0770 (22) 0745
大野総合労働相談コーナー (大野労働基準監督署内)	大野市弥生町1-31	0779 (66) 3838



担当者の名刺を入れてください。

Memo :



令和 3 年 11 月改訂